

議案第 7 4 号

白岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 3 条第 1 項の規定により、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。

- (1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）
。
- (2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行により市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るこの条例の施行前に白岡市教育委員会がした手続その他の行為又は白岡市教育委員会に対してされた手続その他の行為は、市長がした手続その他の行為又は市長に対してされた手続その他の行為とみなす。

（白岡市勤労者体育センター条例の一部改正）

- 3 白岡市勤労者体育センター条例（平成元年白岡町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

本則中「教育委員会」を「市長」に改める。

（白岡市市民テニスコート条例の一部改正）

- 4 白岡市市民テニスコート条例（平成元年白岡町条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

本則中「教育委員会」を「市長」に改める。

（白岡市 B & G 海洋センター条例の一部改正）

- 5 白岡市 B & G 海洋センター条例（平成 1 0 年白岡町条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「白岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）を「市長」に改める。

本則（第３条を除く。）中「教育委員会」を「市長」に改める。

（白岡市部設置条例の一部改正）

- 6 白岡市部設置条例（平成２３年白岡町条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号に次のように加える。

キ スポーツに関する事（学校における体育に関する事を除く。）。

ク 文化に関する事（文化財の保護に関する事を除く。）。

令和６年１２月５日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２３条第１項の規定により教育に関する事務のうち、市長が管理し、及び執行する事務を定めるため、本条例制定の必要を認め、本案を提出するものである。